

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第11回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 茅嶋委員、10番 野口委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第60号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第60号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号41番 土地の所在は、国東町富来浦字■■■■番地、地目が田、面積は485㎡です。渡人は、福岡県北九州市の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町富来浦の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、許可が出れば野菜を作りたいとなっています。■■■さんは経営面積が世帯で173㎡であり、5反要件を満たしていません。売買による所有権移転です。</p>
議 長	<p>補足をします。■■■さんが帰郷する意思がないので、「家を買ってくれないか。併せて家の前にある農地も買ってほしい。」と受人に持ちかけたそうです。空き家バンクの制度では、市外からの移住者が、家と農地を買えるようになっているが、今回の場合は、市内在住なのでそれに該当し、空き家バンクに登録していません。</p> <p>農業委員会としては、土地を荒らすわけにはいかないので議論をお願いします。</p>

河野委員	受人の父親は、農地を持っていないのか。親の名義で買えればいいのだが。
議 長	173㎡の農地を所有しています。
大塚委員	空き家バンクの登録は、時間がかかるのか。
議 長	時間がかかります。空き家バンクについては、市外からの移住者に対するもので、市内在住者には該当しません。
佐藤委員	農地を荒らさないという観点からは、良いと思います。しかし、特例を認めると問題が生じると思います。空き家バンクに登録されていない家を買って、農地を取得できなかった例があります。農業委員会としては、「空き家バンクに登録」を外し、「空き家に付随する農地は、5反以下でも認める」というルールを決めた方がいいのでは。
議 長	ルールと併せて、今日承認するようであれば、条件に合わせた条件を付帯事項として付し承認する、以後もそうする。
大塚委員	家を買えば、5反要件を満たさなくても可能ということですか。
議 長	特例ではないが、その都度審議をしていきます。
大塚委員	その場合は、農地法の兼ね合いはどうなりますか。条例で認めることになるのですか。
議 長	竹田市で、空き家バンクに付随する農地の取得が可能にし、国東市でも同じような制度を作りました。条例を作るならその論議が必要だし、今回のように付帯決議を出して承認をいただくなれば、住宅と一体となって取得する場合には認め、議事録にも残すということではいかがでしょうか。
岐部委員	何かの条件をみたせば、この場合は住宅ですが、それでいいと思います。
議 長	ですから、付帯決議を付けての承認ということ。個人感情

議 長	<p>を入れず、全体的な幅を持って論議をする。決まっていることは決裁のみすればよい。決まっていなから、皆さんで論議をしなければいけない。そういうことです。ですから、事務局は住宅を取得した契約書等を添付して、確認できるようにしてください。</p>
事務局	<p>わかりました。売買契約書や登記簿謄本を添付します。</p>
大塚委員	<p>この受人が、外に農地を取得する時は、5反要件がいますか。</p>
議 長	<p>そのとおりです。普通の農地取得ですので5反要件が必要になります。</p> <p>意見が沢山出されましたが、他にご意見がありませんか。無ければ、皆さんのご発言を議事録に残し、条件が整ったということに基づき承認を行うことについて、賛否を聞きたいと思いません。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号41番は、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第61号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号23番 土地の所在は、国東町鶴川字■■■■番地■■、地目が田、面積は33㎡、外に田が1筆、畑が1筆の合計3筆で、面積が202㎡です。渡人は、国東町鶴川の■■■■さん(■■歳)、同じく■■■■さん(■■歳)です。受人は、国東町鶴川の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、持家が無いので住宅を新築するとなっています。申請地は、都市計画区域内の用途指定地域であるので第3種農地です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号24番 土地の所在は、武蔵町志和利字■■■■</p>

事務局

■■■■番地、地目が畑、面積は67㎡です。渡人は、武蔵町志和利の■■■■さん(■■歳)です。受人は、武蔵町志和利の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、持ち家が無いので住宅を新築するとなっています。申請地は、生活道路に面し、一段高くなった宅地と同じ高さにある極めて小さな農地であり、連たん性も無いことから第2種農地と判断できます。使用貸借権の設定を行っています。

次に、申請番号25番 土地の所在は、国東町綱井字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は137㎡です。渡人は、国東町綱井の■■■■さん(■■歳)です。受人は、国東町安国寺の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、持ち家が無いので住宅を新築するとなっています。申請地は、生活道路に面した1段高くなった宅地と同じ高さにある小さな農地であり、連たん性も無いことから、第2種農地と判断できます。使用貸借権の設定を行っています。

次に、申請番号26番 土地の所在は安岐町瀬戸田字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は799㎡、外に田が1筆の合計2筆で964㎡です。渡人は安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■歳)です。受人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、隣接する事業所の資材置場、駐車場を拡張するためとなっています。申請地は、北を転用者が経営する電気工事店の事業所用地に、東と南と西を田に囲まれた農地であるが、公共農業投資の対象となっておらず、農地の連たん性も10ha未満であることから、第2種農地と判断できます。売買による所有権移転です。

次に、申請番号27番 土地の所在は国東町富来字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積は207㎡です。渡人は、別府市の■■■■さん(■■歳)です。受人は、別府市の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、隣接する住宅を購入し、当該農地を駐車場とするためとなっています。申請地は、北を宅地に、東と南を市道に、西を申請者が購入する宅地に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっておらず、農地の連たん性も無いことから、第2種農地と判断できます。売買による所有権移転です。

最後に、申請番号28番 土地の所在は国東町北江字■■■■

事務局	<p>番地、地目が畑、面積は507㎡、外に畑が1筆の合計2筆で、2,582㎡です。渡人は、国東町北江のさん(歳)です。受人は、大阪市のさんさんです。申請事由は、既設の太陽光発電施設を拡張するためとなっています。申請地は、北と東と南を山林に、西を申請者の太陽光発電の既存施設に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっておらず、農地の連たん性も無いことから、第2種農地と判断できます。賃貸借権の設定を行っています。</p>
議 長	<p>議案第61号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の申請番号23番から28番について、一括して説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ご質疑が無ければ、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の採決に入ります。</p> <p>それでは、議案第61号、申請番号23番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第61号 申請番号23番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第61号、申請番号24番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第61号 申請番号24番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第61号、申請番号25番について承認される方の挙手を求めます。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>議長 議案第61号 申請番号25番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第61号、申請番号26番について承認される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>議長 議案第61号 申請番号26番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第61号、申請番号27番について承認される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>議長 議案第61号 申請番号27番については、全会一致で承認されました。</p> <p>最後に、議案第61号、申請番号28番について承認される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>議長 議案第61号 申請番号28番については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第62号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第62号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が126筆で145, 228㎡、内訳として、田が123筆で143, 391㎡、畑が3筆で1, 837㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が89筆で105, 737㎡、更新設定は、</p>

事務局	総数が37筆で39,491㎡となっています。詳細につきましては、資料の4ページから10ページをご確認ください。
議長	<p>議案第62号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第62号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全会一致で議案第62号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> <p>続いて議案第63号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第63号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が84筆の100,253㎡で、内訳として田が82筆で98,580㎡、畑が2筆で1,673㎡となります。詳細につきましては、資料の11ページから15ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第63号 農用地利用集積計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第63号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全会一致で議案第63号 農用地利用配分計画については、承認されました。</p>

議 長	次に、議案第64号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。
事務局	<p>それでは、議案第64号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号65番 土地の所在は、国見町中字■■■■番地■■、地目が田、面積は339㎡、外に田が1筆の合計2筆で606㎡です。申請人は国東町鶴川の■■■■さん(■■歳)です。申請事由については、昭和45年に転用許可を得て、店舗と駐車場に転用しましたが、当時地目を変更し忘れていたためとなっています。</p> <p>次に、申請番号66番 土地の所在は、安岐町山浦字■■■■番地、地目が田、面積が2,622㎡です。申請人は、安岐町山浦の■■■■さん(■■歳)です。申請事由については、耕作しなくなってから相当年数が経過しており現在は原野の様相を呈しているためとなっています。</p> <p>次に、申請番号67番 土地の所在は、安岐町山浦字■■■■番地、地目が田、面積は181㎡、外に田が1筆の合計2筆で、1,840㎡となっています。申請人は、安岐町山浦の■■■■さん(■■歳)です。申請事由については、耕作しなくなってから相当年数が経過しており現在は原野の様相を呈しているためとなっています。</p> <p>最後に、申請番号68番 土地の所在は、安岐町山浦字■■■■番地、地目が畑、面積は149㎡です。申請人は、安岐町山浦の■■■■さん(■■歳)です。申請事由については、耕作しなくなってから相当年数が経過しており現在は原野の様相を呈しているためとなっています。</p>
議 長	<p>議案第64号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号65番から68番について説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	それでは、議案第64号について、提案通り承認される方の挙

手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案64号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員